

標 題：

鋼船規則B編の一部改正について
(船底検査の分離独立)

NK テクニカル インフォメーション

No.8 7

平成2年8月6日

関係船主、造船所 各位

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、弊会は鋼船規則B編の一部を改め、来る平成2年10月1日から施行することいたしました。改正の要点は、従来日本籍船舶において定期検査及び第1種中間検査の一部として取り扱われてまいりました船底部の検査（以下、「船底検査」という。）をこれらの検査から分離独立させたことであります。これにより、従前から御指摘を受けておりました検査制度上での日本籍船舶とその他の船籍を有する船舶の間の格差はかなりの程度解消されるものと考えております。

改正の概要は、次の通りです。

- (1) 新たに船級維持検査として定期的検査及び臨時検査を規定し、定期検査、中間検査（第1種中間検査及び第2種中間検査）、船底検査並びにプロペラ軸及び船尾管軸の検査の4種類の検査を定期的検査としました。
- (2) 船底検査を次のように規定しました。

検査の時期：いかなる5年間においても少なくとも2回の船底検査を行う条件付きで前回の船底検査終了の日から30箇月を超えない期日としました。ただし、船齢10年以上のタンカーについては、登録検査又は定期検査終了の日から次回の定期検査の前日までの期間に少なくとも2回の船底検査を行う条件付きで前回の船底検査終了の日から24箇月を超えない期日としております。また、旅客船及び潜水船については、従来通り定期検査及び第1種中間検査と同じ時期としております。

時期の延期：原則として検査の時期の延期は出来ないこととしております。ただし、現状確認検査の上で弊会の承認を得た場合には、検査の時期についての規定と同様の条件付きで6箇月を超えない範囲での延期を可能としました。なお、旅客船及び潜水船については、従来通り定期検査及び中間検査の規定に準じて延期出来ることとしております。

検査項目：船体関係については船体外部、舵、排水管及びその弁を、機関関係についてはプロペラ、船尾管（軸受部間隙計測）及び船底弁を検査することとしました。更に、制度上で検査の時期が24箇月間隔から30箇月間隔になる船舶については外板に隣接した区画のうち代表的なものの内部検査を行うこととしました。



水中検査の取り扱い：上架又はドック入れの代替としての水中検査は、従来第1種中間検査の場合に限って可能でしたが、連続して代替しない限りは船底検査の水中検査による代替を可能としました。ただし、対象船舶は従来通り大型船に限定しています。

今回の改正規則は平成2年版鋼船規則集の一部改正として9月下旬に発行の予定となっております。なお、改正規則の詳細な内容についてのお問い合わせは本部技師長付宛お願い申し上げます。

敬 具

VOID